

健康保険組合報第1004号  
令和6年10月1日  
被保険者各位

京成電鉄健康保険組合

「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」の送付について

令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が廃止され、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（以下マイナ保険証）を基本とする仕組みになります。マイナ保険証を安心してご利用いただくことを目的に送付しますので、下記内容について確認をお願いします。

記

1. 対象者 京成電鉄健康保険組合加入者（令和6年9月11日時点）  
被保険者宛に被扶養者分も送付します。
2. 送付物 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」  
（以下通知書：別紙参照）
3. 送付時期 令和6年10月中旬  
令和6年9月12日以降の加入者については12月以降に送付します。
4. 送付方法 事業所を通じて送付
5. 確認手順 ①通知書に記載されたマイナンバーの下4桁と通知対象者のマイナンバー  
下4桁を照合して誤りがないかを確認します。  
②誤りがなかった場合は、通知書右下の「資格情報のお知らせ」部分を点線に  
沿って切り取って大切に保管してください。  
（保険証の記号番号の確認や、オンライン資格確認システムを導入してい  
ない医療機関等を受診の際、マイナ保険証と一緒に提示する必要があります。）  
③誤りがあった場合は、京成健保（電話：03-5629-3582）まで  
ご連絡ください。
6. その他 現在お持ちの健康保険証は、原則令和7年12月1日まで使用することも  
可能ですが、マイナ保険証に切替えることで、従来の保険証による受診よりも  
初診・再診料が安価となる等のメリットがあります。マイナ保険証取得への  
ご協力をお願いします。  
マイナ保険証の取得方法、利用方法等詳細については京成健保ホームページ  
をご覧ください。

以上